

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致事件の発生から既に30年以上が経過し、平成14年の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者とその家族の帰国が実現してから、早10年の歳月が流れている。

この間、残りの被害者については未だ北朝鮮から納得のいく説明もなく、また、平成20年の日朝実務者協議で合意した拉致被害者の再調査の約束を、北朝鮮が一方的に破棄したままである。

政府は、拉致問題に関する対応を協議し、生存者の即時帰国に向けた施策、安否不明の拉致被害者に関する真相究明及び同問題への戦略的取組等総合的な対策を機動的に推進するため、内閣総理大臣を本部長とした拉致問題対策本部を設置したものの、膠着状態が続き解決の糸口が見いだせないままである。

いうまでもなく、拉致問題は我が国に対する主権侵害かつ重大な人権侵害であり、国家の責任において解決すべき喫緊の課題である。

国におかれては、現在の膠着状態を一刻も早く打開するため、北朝鮮に対して毅然とした姿勢を強く発信し、拉致被害者の再調査を強く求めるとともに、全ての拉致被害者の早期帰国を実現させるため、拉致問題の解決に向け全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月8日

島根県議会

「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」の制定を求める意見書

厚生労働省の患者調査によると、平成8年には43万人余りだったうつ病等の気分障害の患者数は、平成20年には104万人余りと12年間で2.4倍に増加した。また、今日の我が国社会に見られる自殺、虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)、不登校、ひきこもりなどの多くには、その背景に心の健康の問題があると指摘されている。その結果、精神疾患が我が国において膨大な国民的損失を生み出しているという事実は、見過ごすことのできないものである。

このような状況に鑑みると、国民のこころの健康を保ち、増進を図ることを、国において最優先に取り組むべき戦略課題の一つとして位置づけるとともに、精神科医療を含む精神保健・福祉サービスについて、在宅中心の医療への転換、救急医療の一層の充実などを政策的に推し進め、国民がいつでも、どこでも、良質なサービスが受けられるよう、現在の状況を根本から改革する必要がある。

そして、個々の施策を展開していく際には、精神保健・福祉サービスの利用者である当事者本位の目線に立って、保健・医療・福祉が有機的に一体となった総合的な対策として立案・実施していくことが重要である。

精神疾患は、誰でもかかり得るものである。こころの健康の問題に直面したとき、その危機を克服し、安心して生活ができる社会づくりを進めることは、活力ある社会の実現にも不可欠である。

については、国におかれては、こうした施策の基盤として、また、医療連携体制を構築する疾病に新たに精神疾患が加えられ「5疾病」とされたことにふさわしい体制を確立するためにも、「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」を早期に制定されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日

島根県議会

専修学校における質の高い職業教育の実現を求める意見書

専修学校は、実践的な職業教育、専門的な技術教育を行なう教育機関として広く社会に定着し、多くの専門的な職業人を育成して社会的要請に応えてきた。特に本県においては、高等学校卒業生の25%が専修学校(専門課程)に進学しており、多くが県内への就職を通して定住化の促進と地域の活性化に大きく貢献している。

しかしながら、専修学校は学校教育法第1条に定める「学校」としての位置づけがなされておらず、就職面などで学生が社会的不利益を受けている実態がある。また、国の私学助成制度の対象にもなっていないため、各学校は厳しい経営を強いられている状況にある。

このような中、平成23年1月の中央教育審議会の最終答申において、「職業実践的な教育に特化した枠組み」の必要性が盛り込まれ、新たな学校種創設の道筋が明確にされた。今後、具体的な制度設計に向けて議論が進められるものと思われる。

よって、国においては、専修学校におけるより質の高い職業教育の実現を図るため、専修学校の1条校化に向けて、新たな学校種創設に対する法改正を早期に行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日

島根県議会

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

東日本大震災において我が国は、緊急事態における対応の甘さを露呈し、国民と世界にこれを広く知らしめる結果となった。

世界の多数の国々は今回のような大規模自然災害発生時に「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもと災害救援と復旧、復興に迅速に対処している。

我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、その前衛となるべき自衛隊、警察、消防などの移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果さらに被害が拡大することになる。

そうした事態に対処するため、平成16年、自由民主党、民主党、公明党三党において「災害対策基本法」「大規模地震対策特別措置法」「原子力災害対策特別措置法」等の各法体系を総合する「緊急事態基本法」制定が合意をされたところである。しかし、いまだ制定に至っていない。

よって、国においては、今回の教訓を踏まえ、今後想定される事態に備え、国民の生命財産を守るため、基本的人権に十分配慮のうえ、緊急事態に対応する基本法を速やかに制定されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日

島根県議会